

# 経営危機脱出の資金繰り10ポイント(1)

## 1. 仕入れ代金の長期分割払い依頼

仕入れ代金等が溜まっているものと思います。過去の支払いをしなければ納入しないと言われる業者がほとんどと思いますが、計画書を基に説明をし、今後は全て現金払いを条件に長期分割払いをお願いしていきます。

つまり、一旦棚上げさせていただき、営業利益の中から払っていくことにするわけです。その結果、支払額が残高の1/10や1/100になるかもしれません。

ほとんどの経営者がそんな無茶なことは言えない、と尻込みしますが、今は生きるか死ぬかの危急存亡の時です。勇気と誠意でチャレンジしましょう。

## 2. 発行済み約束手形の回収、又は不渡り前提での再建

手形ジャンプ、書き換えは解決ではなく先送りに過ぎません。現状を説明、不渡りを出さない為、熱意と誠意を持って返還をお願いします。手形回収の代わりに支払い証明書を発行します。回収が出来なければ不渡り前提の再建方法に切り替えましょう。

## 3. 税金や社会保険料の支払い猶予依頼

税金や保険料などの延滞が発生しているものと思います。これらの分割支払い猶予を取り付けます。

国税、県税、市税、保険料などは、「将来必ず再建できる」と確信出来る再建計画書があれば、長期の分割払いに応じてくれるものです。

## 4. 借入金の返済猶予、更には利息の支払い猶予依頼

借入金返済を毎月の経費と考えれば、借入金残高の多寡（たか）は関係なくなり、無借金経営のように気持ち楽になります。返済は利息と元金合計を言いますが、利息は経費であり、元金は返済です。

利息分を支払うことができればトラブルにはなりません。返済分については当分猶予をいただき、業績の回復を待ち、返済していくこととします。

しかし、利息すら払えない場合もあります。利息も払えない場合であっても、臆することなく話し合いでまとめていくこととしましょう。

冬季編2章詳述

## 5. ヤミ金などとの交渉

これらとの交渉が最も辛く、ついつい逃げ腰になり、言いなりとなってしまう、倒産の直接の引き金となる場合が多いものです。誠意を尽くしても、特殊なケースが多く一筋縄では解決しない場合もあります。

その時は、簡易裁判所への特定調停や警察に依頼しながらの交渉を考えます。勇気を奮って堂々と交渉していきましょう。

# 経営危機脱出の資金繰り10ポイント(2)

## 6. 人件費は固定給から変動給へ

人件費を収入に応じて支払うように、変動費化します。利益が減っても、維持できる体制にしなければならない以上、人件費を利益に応じて支給する変動給（業績給）にすべきです。社員は利益3分割制の仕組みを理解すれば納得してくれると思います。

人件費を業績給にすることにより、やる気のある社員がバリバリ働くようになり、社内が活性化してゆきます。

## 7. 財務の重視

経理は過去を集計するもの、財務は未来を計画するものです。今日、明日の存続が難しい会社にあっては翌月の目標を立て、すぐ反省するための財務計画が必要です。さらに、毎月の売上を達成するためには毎日、毎日のチェックが大切です。売上グラフを作り、常にその達成率を社員で確認し、達成の改善努力をし続けなければなりません。

倒産会社の50%近くが黒字会社という信じられないデータがあります。

逆に赤字決算でも倒産しない会社も存在します。つまり、財務の重要性の理解によります。

## 8. 税理士任せにしない

経営難に陥る会社のほとんどは、営業面と経理面のバランスが取れていません。経営者が自社の経理上の数字を把握せず、税理士任せの場合が多いものです。税理士は過去の経理を記帳し、決算をすることが仕事であって、会社の経営を助けてくれることまでは出来ないことをよく理解して下さい。

経営者自身が経理をよく理解し、分析する意識を持たないと、この危機を乗り切ることは不可能に近いことを悟ってください。

税理士には経営者としての想いを伝え協力を仰ぐことが必要です。

創税の考え方を理解して下さい。

## 9. 社長はお金や実印を握らない

再建途上においては、未払金や借入金の分割返済を余儀なくされます。借入金だけでなく金利をもストップしたり、未払金、買掛金などを何年払い、また1/100払いなど極端な返済方法を取らざるを得ない場合が多いものです。これは、当の本人である社長には交渉出来にくい事ですが、再建するまでは心を鬼にして、再建計画を実行していかなければなりません。

したがって、お金の管理は信頼のおける経理担当に任せ、社長自らはお金を握らない事です。もちろん任せ切るという事ではなく、きちんと目を通し、社長印の無い出金を許してはいけません。

## 10. 無借金経営を押し通す

経営難を乗り切るには、借入金返済や買掛金支払など全てに猶予をいただき、その間に立て直し、余裕が出てきてから返済していく方法を取るしかありません。当面は担保に入っている会社や自宅を、競売等で取られるかどうかのせめぎ合いを余儀なくされます。

したがって、これからは借入による経営は一切できないこととなります。逆に考えれば、無借金経営の基礎が出来たことになり、喜ぶべきことと割り切りましょう。